

学校法人法政大学におけるカスタマーハラスメントの行為の類型

※以下の記載は例示であり、これらに限られるものではありません。

1. 言動・要求等の内容が社会通念上許容される範囲を超えるもの

- (1) 教職員等に権限のない事項等に関する不当な言動・要求等
- (2) 教職員等として対応が困難である事項等に関する不当な言動・要求等
- (3) 学内規程・各種手引き等に定められている内容や所定の手続を逸脱した要求又は明らかに合理性を欠く過剰な対応の要求等
- (4) 過度な謝罪の要求や教職員等の処罰・異動・退職等の要求等

2. 手段や態様（態度を含む）が社会通念上許容される範囲を超えるもの

- (1) 身体的な攻撃（暴行、傷害等）
- (2) 精神的な攻撃（脅迫、中傷、名誉毀損、侮辱、暴言、土下座の強要、インターネット上への書き込み、盗撮・無断撮影等）
- (3) 威圧的な言動、継続的又は執拗な言動
- (4) 拘束的な行為（長時間にわたる電話・窓口等での拘束、不退去・居座り、監禁等）
- (5) 虚偽や誇張、話のすり替え、揚げ足取り、故意に誤解を招くような行動・発言
- (6) セクシュアル・ジェンダー・レイシャルハラスメント等のハラスメント行為や違法・不当な行為